

8. 荷渡先変更手続き（経由出庫等）

1. 業界呼称

正式には荷渡先変更手続きであるが、業界呼称としては「経由出庫」とする（切替出庫、渡り出庫、流れ出庫、つなぎ出庫等とも言う）

2. 最低限のルール

- ① 経由者登録必須
- ② 免責承認（荷渡先変更手続きの過誤に伴う冷蔵倉庫の責任は問わない）
- ③ 有償（手続手数料）

3. 業界標準部会としての取扱い

- ① 実例紹介、手続の標準化、標準モデルの提示 等はしない
- ② 解説（業界用語と解釈、注意点など）

◆注意点◆

- ※ 出庫ではなく、「手続」をしている（出庫は荷主しかできない）。
- ※ 経由者に荷渡および量目の報告をする場合は有償とする。

◆業界標準部会の理解は◆

1. 経由出庫は寄託契約や所有権の移転に当たらないため、経由者を中間荷主として捉えるのではなく受領資格者として捉える。
2. 経由出庫では受領資格の移転として捉えるか、又は荷主による荷渡先変更と捉える。
3. 各受領資格者より「受領資格移転手数料」を収受する。

- ▶その事を荷主より各受領資格者に順次周知して頂く。
- ▶各受領資格者より「受領資格移転手数料」を収受できない場合には、荷主より「荷渡先変更手数料」を収受する。

荷渡先変更依頼日 年 月 日

荷 渡 先 変 更 依 頼 書 (経由出庫依頼書) (例)

〇△〇△〇△冷蔵 (株) 御中

下記の通り荷渡先を変更致しますので、
荷渡先変更の手続きをお願い致します

<事例>
経由の事例を下記のようにしているとした場合の
各依頼記入例
寄託者 ⇒ A社 ⇒ B社 ⇒ C社

依頼者



住所

TEL

FAX

担当者名

出庫日 年 月 日

依頼者	品名	規格	個数	単量(kg)	荷渡先		運送便	備 考
					会社名	担当者		
寄託者	〇〇〇		10		A社	〇〇	先方便	(寄託者がB社へ転売)
A社	〇〇〇		10		B社	XX	先方便	(A社がB社へ転売)
B社	〇〇〇		10		C社	△△	**引取便	(B社がC社へ転売)

- ◎ 出庫日にすべての荷渡先が整わない場合は、その荷渡荷口については依頼を無効として下さい
- ◎ 荷渡先変更等については、寄託契約上免責とします
- ◎ 元荷主の都合により、出庫出来ない場合がある事を理解しております
- ◎ この依頼に必要な手数料を支払います